

介護保険住宅改修支援助成金Q&A

Q 1 交付要件について、なぜ工事着工日の居宅介護支援の提供の有無で判断するのか。

A 1 「住宅改修が必要な理由書」については、住宅改修費事前申請時の必要書類となっており、介護支援専門員等による住宅改修に対する助言等については少なくとも工事着工前まで行われる必要があることから、工事着工日の属する月で判断することとした。

Q 2 保健師、作業療法士、理学療法士、福祉住環境コーディネーター（2級以上）が理由書を作成した場合については、住宅改修着工日時点において居宅（介護予防）サービス計画作成依頼届が提出されていないことが住宅改修支援助成金の交付要件とされているが、着工日の属する月に居宅介護支援費等が算定されていなくても交付対象とならないのか。

A 2 保健師、作業療法士、理学療法士、福祉住環境コーディネーター（2級以上）が理由書を作成した場合については、住宅改修工事着工日における居宅（介護予防）サービス計画作成依頼届の有無によって交付の可否を判断する。したがって、過去に居宅（介護予防）サービス計画作成依頼届を提出していた場合は、着工日時点では居宅介護支援の提供を受けておらず、その月に居宅介護支援費の請求がない場合でも交付対象とはならない。ただし、過去に提出した居宅（介護予防）サービス計画作成依頼届について取下げ届が出されている場合には、この限りではない。

Q 3 居宅介護（介護予防）支援費の請求を行っていない利用者の理由書を作成し、一旦住宅改修支援助成金 2,000 円が交付されたが、利用者の身体状況悪化のため数ヵ月後に住宅改修が再度必要になり、残りの限度額の範囲内で改修を行うため理由書を再び作成した場合、住宅改修支援助成金は再度交付されるのか。

A 3 交付要件を満たせば再度交付対象となる。

Q 4 住宅改修工事着工前に理由書を作成したが、事前申請後、工事期間中に被保険者が死亡し、死亡時における完成部分までの住宅改修費が一部支給されることとなった場合、住宅改修支援助成金は交付されるのか。

A 4 住宅改修費が一部でも支給される場合は、住宅改修支援助成金の交付対象となる。
他方、仮に事前申請後、住宅改修工事着工前に被保険者が死亡した場合については、住宅改修費そのものが支給されないため、住宅改修支援助成金も交付されない。

Q 5 月の初め（4月1日）に介護支援専門員が「住宅改修が必要な理由書」作成→4月10日に住宅改修工事着工→工事完了し4月20日に住宅改修事後申請→その後利用

者の身体状況が急変したため月末（4月28日）に理由書作成者が所属する事業者が居宅サービス計画作成依頼届を提出し4月分の居宅介護支援費を請求することになった場合、住宅改修支援助成金の交付対象となるのか。

A 5 住宅改修工事着工後に居宅サービス計画作成依頼届の提出となった場合でも、その届出が住宅改修工事着工と同月であり、住宅改修着工日の属する月において、理由書作成者が所属する介護保険事業者が居宅介護支援費等の請求をすることとなった場合については、住宅改修支援助成金の交付対象とはならない。

Q 6 住宅改修支援助成金交付申請後に、住宅改修着工日の属する月において、理由書作成者が属する介護保険事業者とは別の事業者が居宅介護支援費を請求することになった場合、一旦申請した住宅改修支援助成金の取扱いはどのようにすればよいか。（要支援認定の見込みで地域包括支援センターが理由書を作成したが結果的に要介護認定となり、かつ住宅改修着工日の属する月において居宅介護支援事業所が居宅介護支援費を請求することとなった場合等が想定される。）

A 6 住宅改修着工日の属する月の途中において、理由書作成者が所属する介護保険事業者とは別の事業者（同一法人内の別事業所を除く。）が居宅介護支援費を請求することになった場合については、住宅改修支援助成金の交付対象となる。

Q 7 交付申請書（様式第1号）の添付書類である資格確認書類は、毎回添付が必要なのか。

A 7 過去に申請した理由書作成者については、本市に登録されていくため、二回目以降目は添付の必要はない。

【住宅改修支援助成金の交付申請の時期】

対象月（完了届が提出された月）	申請月	助成金交付月
4～6月	7, 8月	9月
7～9月	10, 11月	12月
10～12月	1, 2月	3月
1～3月	4月	5月